

公取協にゆうす

FAIR TRADE COUNCIL

No.80

- 令和3年度第3回理事会〔予算理事会〕
- 令和4年度事業計画書（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
- 不動産の表示に関する公正競争規約・同施行規則の改正
- 違反事業者名等の公表
- 令和4年度消費者モニターの選定
- 景品表示法NEWS
- 主な協議会主催の会議日程【令和4年3月～】

公益社団法人 近畿地区不動産公正取引協議会
大阪市中央区谷町2-2-20 大手前類第一ビル9階

TEL: 06 (6941) 9561
FAX: 06 (6941) 9350
<http://www.koutori.or.jp>

〔文中、全て順不同・敬称略〕

令和3年度第3回理事会〔予算理事会〕

開催日	令和4年3月25日(金) 午後2時半～3時40分	
場所	OMM 203・204号室	
出席理事数	22名(理事定数24名)	
議事録署名委員	柴田会長・築山監事・八木監事・西尾監事	順不同・敬称略
報告事項	第1号	不動産の表示に関する公正競争規約・同施行規則の改正
	第2号	内閣府公益認定等委員会の立入検査の延期
	第3号	就業規則の変更
	第4号	クールビズの実施
	第5号	社員(個人会員)の退会及び入会
	第6号	規約研修会の開催と講師の派遣
	第7号	各種実態調査の実施
	第8号	事情聴取会の開催
	第9号	規約違反に対する違約金課徴
	第10号	ホームページの更新及び広報の発行
	第11号	財政検印状況など
決議事項	第1号	令和4年度事業計画書(案)
	第2号	令和4年度収支予算書(正味財産増減予算書)(案)

令和4年度事業計画書(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

当協議会は、「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)第31条の規定に基づく「不動産の表示に関する公正競争規約」(表示規約)及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」(景品規約)の運用を通じ、不動産広告の適正化を図るために設立された公益社団法人である。

従い、その責務を全うするため、引き続き、ホームページからの情報発信や広報誌の発行、広告相談業務や規約研修会等を実施することにより、表示規約及び景品規約の普及啓発・周知徹底を図るとともに、著しく悪質なインターネットの「おとり広告」または繰り返し重大な規約違反等を行う会員事業者については、所要の事情聴取会を経て、嚴重警告・違約金課徴等を講ずることとする。

さらに、違約金を課徴した事案については主要なポータルサイトに情報を提供し、ポータルサイトの運営会社・団体により一定期間の掲載停止の施策が実施されるほか、当協議会が違約金を課徴した事案を公表することが必要だと判断した場合は、会員事業者名及び措置の内容等をニュースリリースにて公表する。

一方、懸案の表示規約の改正については、令和4年2月14日、不動産公正取引協議会連合会から公正取引委員会及び消費者庁に対し、表示規約改正案の認定申請と同施行規則の変更承認申請を行い、同年9月1日から改正施行される運びとなる。

今回の改正は、現在の不動産取引の実態を踏まえ、規定をより分かりやすく明確な表示とするため、用語の変更、追加及び整理、文章の補足、規定の順序の変更等を行うものであり、それに伴い、会員事業者をはじめ賛助会員、広告媒体社、広告会社、消費者等に対する改正表示規約の普及啓発・周知徹底に取り組むことが一層求められる。

以下、令和4年度における事業計画を次のとおり定める。

1 事業活動の広報及び規約等の普及啓発に関する事業について

(定款第4条第1号、第5号関係 担当：広報・総務委員会)

(1) ホームページによる情報発信の推進

当協議会のホームページにおいて、表示規約の改正情報、行政からの周知依頼、広報誌、嚴重警告・違約金課徴事例などをホームページに掲載するとともに、重要事項については、ニュースリリースとして情報発信するほか、所定の業務・財務関係等の資料についても情報を公開する。

(2) 広報誌の発行

関係官公庁、消費者団体、広告媒体社及び構成団体等に対し、当協議会の事業活動、表示規約の改正等について理解を求めため、広報誌を年2回程度作成・配布すると同時に、ホームページにも広報誌を掲載することによりその効果を高める。

(3) 規約集・不動産広告ハンドブック・公正表示ステッカーの配布・頒布

表示規約及び景品規約等の条文を取りまとめた規約集「不動産の公正競争規約」、実務者向けの規約解説本の「不動産広告ハンドブック」を頒布するほか、内発的な規約遵守の動機付けを喚起するために、会員事業者の店頭掲示用の「公正表示ステッカー」を頒布する。

このうち、規約集「不動産の公正競争規約」については、改正表示規約の普及啓発・周知徹底に資するため、構成団体に無料にて配布する。(配布部数：令和4年度団体会費算定の会員数)

2 規約の相談業務及び指導業務の推進に関する事業について

(定款第4条第2号、第5号、第7号関係 担当：指導委員会)

(1) 表示規約及び景品規約に関する相談業務

常時、会員事業者、賛助会員、維持会員、広告会社、広告媒体社及びポータルサイト運営会社等からの表示規約や景品規約に関する相談を受け付け、相談者からの疑問・照会に的確かつ丁寧に対応することにより、不動産広告の適正化に努める。

さらに、引き続き、規約違反の未然防止体制を拡充強化するため、構成団体の役職員にも相談業務について協力を求める。

(2) 自主研修会及び義務講習会の開催

消費者庁をはじめ滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県の後援のもと、規約の普及啓発・周知徹底を図るため、会員事業者のみならず、誰もが自主的に参加することができる「自主研修会」(規約研修会)を開催する。

また、規約違反の再発防止を図るため、違約金課徴、嚴重警告及び警告の措置を講じた会員事業者を対象に「義務講習会」(規約研修会)を開催する。

(3) 構成団体等における規約研修会への協力

構成団体や関係団体等が主催する規約研修会については、それぞれの要請に応じて、講師の派遣を行うとともに、改正表示規約に関連する資料の提供にも努める。

- (4) 不動産広告問題研究会の開催
規約の解釈運用に対する意見交換・情報交換を図るとともに、不動産広告関連の法律や知識などの相互啓発に資するため、賛助会員・維持会員と「不動産広告問題研究会」を年3回程度開催する。
- (5) 規約研修用の動画(DVD)の作成
表示規約の改正を踏まえ、新たに新規入会者向けの規約研修用の動画(DVD)を作成する。
- 3 規約違反に対する審査・調査及びその是正措置等に関する事業について
(定款第4条第3号、第4号、第8号関係 担当：表示審査・調査・措置委員会)
- (1) 広告審査及び広告調査の実施
広告審査及び広告調査については、引き続き、構成団体をはじめ関係官公庁、関係団体、首都圏ポータルサイト広告適正化部会(ポータル部会)、消費者モニター等に協力を求めながら、経常的な調査を実施するとともに、必要に応じて、規約違反の被疑情報についても臨時の委託調査を行う。
このうち、経常的な調査である「官民合同不動産広告実態調査」については構成団体との緊密な連携のもと、原則、府県単位で年1回の開催とし、その実施時期や調査対象物件等は地域の実情に即して柔軟に対処する。
- (2) 事情聴取会の開催
表示規約の規定に照らし、著しく悪質なインターネットの「おとり広告」または繰り返し重大な規約違反等を行った会員事業者に対して、嚴重警告及び違約金課徴等の措置を講じる場合、当該事案に対する意見や証拠を提出する機会を与えるため事情聴取会を開催する。
さらに、国土交通省、近畿二府四県の景品表示法・宅建業法担当課、当該ポータルサイト運営会社等の担当者にも同席を求める。
- (3) 規約違反に対する措置及びポータルサイト掲載停止施策の実施
広告審査・広告調査等の結果、規約違反が認められたものについては違反調査等事務処理規程等に基づき、規約違反の内容・程度に応じて措置を講じる。
措置の区分に関しては、比較的軽微な規約違反の場合は注意・警告等の措置を講じることにより、速やかに会員事業者に改善を求めていく。
一方、著しく悪質なインターネットの「おとり広告」または繰り返し重大な規約違反等を行う会員事業者については、違反の内容、影響、違反期間の長短、広告表示の改善の見込みその他の事情を勘案して、嚴重警告及び違約金課徴等の措置を講じることとする。
加えて、嚴重警告及び違約金課徴の措置を講じた会員事業者については、引き続き、不動産情報サイトの運営会社・団体と連携して、各サイトへの広告掲載を少なくとも1か月以上停止する施策を実施するとともに、当協議会が違約金を課徴した事案を公表することが必要だと判断した場合は、会員事業者名及び措置の内容等をニュースリリースにて広く公表する。
- (4) ポータル部会との連携
ポータル部会との連携については、引き続き、広告掲載停止の施策を継続するとともに、規約違反物件や規約違反事業者名等についても情報を積極的に共有するほか、インターネット広告に係る調査業務について新たな連携や方策を検討する。
このため、ポータル部会担当者との連絡会を面談又はオンラインにて開催する。
- (5) 非会員事業者の誇大広告等の取り扱い
非会員事業者の不当表示や過大景品の取り扱いについては、消費者庁をはじめ国土交通省、近畿二府四県の宅建業法担当課等に被疑事案を申告することにより改善を求める。

4 渉外及び運営等に関する事業について

(定款第4条第6号、第7号、第9号関係 担当：総務委員会)

(1) 関係官公庁及び関係団体との連携

当協議会の事業計画を円滑に実施するため、引き続き、構成団体はもとより消費者庁、公正取引委員会、国土交通省、近畿二府四県の景品表示法・宅建業法担当課、関西広告審査協会、消費者団体、全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会、不動産公正取引協議会連合会、ポータル部会等との緊密な連携に一層努める。

(2) 賛助会員等の入会促進

規約の適正かつ円滑な運用の観点から、引き続き、広告会社、広告媒体社、ポータルサイト運営会社等に、あらゆる機会を捉えて賛助会員等の加入を働きかける。

併せて、主なポータルサイト運営会社に対しては、必要に応じて、厳重警告・違約金課徴の対象事業者の広告掲載停止に関する施策への参画を求める。

(3) 不動産広告に関する消費者講座の開催及び消費者向けの規約研修会への講師派遣

消費者に対する規約の普及啓発を図るため、「不動産広告に関する消費者講座」を開催するほか、消費者団体が主催する消費者向けの規約研修会への講師の派遣を行う。

(4) 消費者モニター制度の運営

① 消費者モニター説明会の実施

当協議会の活動状況、規約の仕組みと内容、消費者モニターへの委託業務等を説明するため、「消費者モニター説明会」を年4回程度実施する。

② 消費者モニター懇談会の開催

当協議会の公益事業活動に対する意見・要望を聴くとともに、規約の運用の参考に資するため、「消費者モニター懇談会」を年2回程度開催する。

③ インターネット広告及び新聞折込チラシ等の収集

官民合同不動産広告実態調査の対象物件を選定するため、インターネット広告及び新聞折込チラシ等の収集を依頼する。



柴田会長（議長）



理事会会場

不動産の表示に関する公正競争規約・同施行規則の改正

不動産の表示に関する公正競争規約及び同施行規則の改正について、消費者庁と公正取引委員会の承認を受けて、一部規定を除き、本年9月1日より施行されることとなりましたので、お知らせいたします。

なお、新しい規定及び新旧対照表は、不動産公正取引協議会連合会のホームページよりダウンロードできます。

主な改正点（参照している規約及び規則の条項は、新规定の条項です）

- (1) 物件種別に「一棟リノベーションマンション」を新設（規則第3条第11号）するとともに、予告広告やシリーズ広告が実施できる物件に「一棟リノベーションマンション」を追加（規約第4条第6項第3号・第5号）します。
また、必要な表示事項を定めた一覧表（規則第4条）のうち、別表6に「一棟リノベーションマンション」を追加し、当該マンションを広告する際に必要な表示事項を追加します。
- (2) 物件種別に「一棟売りマンション・アパート」を新設（規則第3条第17号）します。また、必要な表示事項を定めた一覧表（規則第4条）のうち、別表5に「一棟売りマンション・アパート」を追加し、当該マンション又はアパートを広告する際に必要な表示事項を追加します。
- (3) 予告広告を実施した後に行う必要がある「本広告」は、予告広告と同一媒体（同一エリア）で行うほか、インターネット広告のみでも実施できることを追加します（規約第9条第2項）。
- (4) 物件名称の使用基準において、
 - ア 物件から直線距離で300m以内の「公園、庭園、旧跡等の名称」を使用できることとしていますが、これらに「海（海岸）、湖沼、河川の岸又は堤防から300m以内に所在している場合は、これらの名称」を追加します（規約第19条第1項3号）。
 - イ 街道の名称については、物件が面していないと使用できないこととしていますが、直線距離で50m以内であれば使用できることに変更します（規約第19条第1項第4号）。
- (5) 電車等の所要時間について、
 - ア 「平常時の所要時間を著しく超えるときは通勤時の所要時間を明示すること」と規定していますが、これを「朝の通勤ラッシュ時の所要時間を明示し、平常時の所要時間をその旨を明示して併記できる」に変更します（規則第9条第4号のウ）。
 - イ 「乗換えを要するときは、その旨を明示すること」と規定していますが、これを「乗換えを要するときは、その旨を明示し、所要時間に乗換えに概ね要する時間を含めること。」に変更します（規則第9条第4号のエ）。

※ この時間を算出する際には、インターネットの乗換案内サイトをご利用いただいて構い

ません。

- (6) 物件から、駅や商業施設等までの所要時間や道路距離を記載する場合において、
- ア マンションやアパートについては、「建物の出入り口を起点」とすることを明文化します（規則第9条第7号）。
 - イ 販売戸数（区画数）が2以上の分譲物件においては、最も近い区画までの表示のみで可とじていましたが、最も遠い住戸（区画）までの所要時間等を併記するを追加します（規則第9条第8号）。
- (7) 新築住宅等の外観写真について、建物が未完成等の場合には、取引する建物と「規模、形質及び外観が同一の他の建物」に限り認めています。これを「取引する建物を施工する者が過去に施工した建物であり、構造、階数、仕様が同一であって、規模、形状、色等が類似する他の建物」に変更します（規則第9条第22号）。
- (8) 学校等の公共施設やスーパー等の商業施設を表示する場合、物件からの道路距離を記載することとじていますが、これに徒歩所要時間での表示も可能とすることを追加します（規則第9条第29号・第31号）。
- (9) 住宅ローンの表示について、提携ローンと紹介ローンの別の記載を義務づけていますが、この規定を削除します（規則第9条第44号）。
- (10) 旧価格（過去の販売価格）を比較対象とする二重価格表示は、3か月以上前に公表された価格で3か月以上販売していなければならないとじていますが、3か月以上前に公表された価格を「直前の価格」に変更し、販売していた期間を「2か月以上」に短縮します（規則第12条第2号）。
- (11) 必要な表示事項を定めた別表（1から10）について、
- ア 別表1から別表10の交通の利便について、利用できる公共交通機関がない場合には、記載しないことができる旨を追加します。
 - イ 別表4から別表7のインターネット広告に「引渡し可能年月」を追加します。
 - ウ 別表8及び別表9のインターネット広告に「入居可能時期」を追加します。
 - エ 別表1、別表4及び別表6のインターネット広告に「取引条件の有効期限」を追加します。
 - オ 別表3、別表5及び別表7から別表10のインターネット広告に「所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨」を追加します。
 - カ 別表6に「管理員の勤務形態」を追加します。
 - キ 別表7の「管理方式（管理人の勤務形態。自主管理の場合はその旨）」を「管理形態及び管理員の勤務形態」に変更します。

違反事業者名等の公表

令和4年1月19日
公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会

当協議会は、不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年11月10日公正取引委員会告示第23号。以下「表示規約」という。）及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成15年1月14日公正取引委員会告示第3号。以下「景品規約」という。）に違反する広告を行った不動産事業者について、表示規約第27条の3及び景品規約第6条の3の規定に基づき、下記のとおり、事業者名、違反行為の概要及び措置内容を公表する。
〔すでに、協議会ホームページにおいて公表済み〕

記

被処分者	(株)キュリア
代表者	久保 有子
免許証番号	兵庫県知事(1)第11891号
所在地	神戸市灘区森後町1-4-10 フレグランス六甲1階
所属団体	一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
広告日	令和3年4月21日（違反事実1） 令和3年5月18日（違反事実2）
調査対象広告	インターネット広告（自社ホームページ）
物件種別	賃貸住宅
措置	嚴重警告及び違約金課徴（120万円）
違反適用条文	表示規約第21条及び第23条並びに景品規約第3条
違反事実	1 被処分者が上記広告日に広告していた「六甲アイビィハウス206」について調査した結果、 (1) 「2人入居可」「2人入居相談」「ルームシェア可」と記載しているが、いずれも不可である。 (2) 「ベランダ」「バルコニー」と記載しているが、いずれも存在しない。 (3) 「システムキッチン」と記載しているが、システムキッチンではない。 (4) 「シャワー」と記載しているが、シャワーを浴びることはできない。

違 反 事 実	<p>2 被処分者が上記広告日に広告していた2物件について調査した結果、</p> <p>(1) いずれも「シャルムメゾン六甲道」1002号室に該当するが、当物件は既に契約済みであるにもかかわらず、取引できるものとして少なくとも23日間、広告を行っていた。</p> <p>(2) 「事務所可」「2人入居可」「ルームシェア可」と記載しているが、当物件はいずれも不可である。</p> <p>(3) 「家具・家電付き」「コンロ2口以上」「冷蔵庫あり」「システムキッチン」及び「温水洗浄便座」と記載しているが、当物件にはこれらの設備は存在せず、顧客からの要望があれば被処分者が景品類として提供するものであるところ、かかる景品類を提供することは過大な景品類の提供に該当する。</p> <p>3 被処分者は、当協議会から、再び表示規約の規定に違反する広告を行わないよう、令和元年8月23日に警告の措置を、また、平成29年12月15日及び令和2年7月6日に違約金課徴の措置を受けているにもかかわらず、今回、再び、表示規約の規定に違反する広告を行った。</p>
---------	---

令和4年度消費者モニターの選定

当協議会は、応募者、令和3年度消費者モニターの継続希望者等より厳正に審査の結果、令和4年4月1日付で40名に令和4年度消費者モニターを委嘱しました。

- ・告知方法：①本協議会ホームページ上で募集。
- ②募集パンフレットの公的機関等の窓口掲示、及び、新聞での告知。
- ③消費者モニター経験者・消費者講座参加者へDM
- ・掲示依頼先：公立図書館、消費者センター、区役所（大阪市・神戸市・京都市）

府 県	人 数	女 性	男 性
滋 賀 県	2	1	1
和歌山県	1	1	0
京 都 府	6	6	0
兵 庫 県	10	9	1
奈 良 県	5	4	1
大 阪 府	15	12	3
計	39	33	6

※令和4年5月20日現在、39名。

景品表示法NEWS

消費者庁は、令和4年3月29日、株式会社ハウワイに対して、同社が供給する「エターナルアイラッシュ」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

1 違反行為者の概要

名称 株式会社ハウワイ（法人番号 7140001084187）

所在地 大阪市中央区道修町一丁目2番11号

代表者 代表取締役 辻田 裕也

設立年月 平成23年4月

資本金 1000万円（令和4年3月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「エターナルアイラッシュ」と称する商品（以下「本件商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

自社ウェブサイト

イ 課徴金対象行為をした期間 令和2年7月6日から同月21日までの間

ウ 表示内容（別紙）

人物のまつ毛の長さの比較画像と共に、「2週間でまつ毛が伸びる↑『エターナルアイラッシュ』の効果がすごすぎる」及び「たった2週間でこんなにまつ毛が伸びてきた」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、著しいまつ毛の育毛効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、ハウワイに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

(3) 課徴金対象期間

令和2年7月6日から令和3年1月21日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

ハウワイは、本件商品について、前記(2)ウの表示の裏付けとなる合理的な根拠を有することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

ハウワイは、令和4年10月31日までに、500万円を支払わなければならない。

消費者庁ホームページより、一部引用しています。

主な協議会主催の会議日程【令和4年3月～】

※ 調査、団体総会、各種祝賀会は除く。

開催日		行事名		会場（予定を含む）
3月	3日(木)	14:00	令和3年度自主研修会	OMM
	9日(水)	13:30	令和3年度第3回総務委員会	OMM
	15日(火)	12:30	伝票印押し	事務所
		14:00	令和3年度第2回財政委員会	大手前類第一ビル
	18日(金)	15:00	令和3年度第2回不動産広告問題研究会	大阪キャッスルホテル
	25日(金)	13:30	正副会長・専務理事・委員長打合せ	OMM
		14:30	令和3年度第3回理事会	OMM
30日(水)	14:00	令和3年度第2回消費者モニター懇談会	OMM	
4月	11日(月)	11:00	令和4年度第1回事情聴取会	OMM
		終了後	令和4年度第1回措置委員会	OMM
	14日(木)	13:30	消費者モニター説明会 ①	OMM
	18日(月)	14:00	伝票印押し	事務所
	19日(火)	13:30	消費者モニター説明会 ②	OMM
	21日(木)	10:40	消費者モニター説明会 ③	OMM
		13:30	消費者モニター説明会 ④	OMM
22日(金)	14:00	内閣府立入検査に関する打合せ	OMM	
クールビズの実施〔5月2日～10月31日〕				
5月	13日(金)	9:30	内閣府立入検査の事前打合せ	事務所
		10:00	内閣府立入検査	
	18日(水)	12:30	伝票印押し	事務所
		14:00	令和4年度第1回財政委員会	大手前類第一ビル
	19日(木)	14:00	ポータルサイト部会とのオンライン連絡会	OMM
	20日(金)	14:00	令和4年度第1回総務委員会	OMM
25日(水)	12:00	令和3年度決算監査会	全日大阪会館	
6月	3日(金)	13:30	正副会長・専務理事・委員長打合せ	OMM
		14:30	令和4年度第1回理事会	OMM
	17日(金)	14:00	伝票印押し	事務所
	24日(金)	14:00	令和4年度定時社員総会	ホテルグランヴィア大阪
令和5年 6月	23日(金)	14:00	令和5年度定時社員総会	ホテルグランヴィア大阪

令和4年5月20日現在

当協議会の維持会員・賛助会員は、不動産の公正競争規約の運用を通じて、不動産広告の適正な表示の推進に努めています。

維持会員【順不同】

会員名	所在地
株式会社長谷工エアースト ミサワホーム近畿株式会社	大阪市中央区淡路町1-7-3 日土地堺筋ビル6階 大阪市北区堂島2-2-2 近鉄堂島ビル13階

賛助会員【順不同】

会員名	所在地
株式会社DGコミュニケーションズ	大阪市中央区伏見町 4-4-9 淀屋橋東洋ビル6階
株式会社読売連合広告社	大阪市北区野崎町 5-9 読売大阪ビル
株式会社商報	大阪市西区北堀江 1-5-2 四ツ橋新興産ビル12階
株式会社朝日広告社関西支社	大阪市西区鞠本町 1-11-7 信濃橋三井ビルディング2階
株式会社リクルート	東京都港区芝浦 3-12-7 住友不動産田町ビル
株式会社ジェイ・アンド・エフ	大阪市西区立売堀 1-2-12 本町平成ビル10階
アットホーム株式会社	大阪市西区江戸堀 1-9-1 肥後橋センタービル6階
株式会社CHINTAI	東京都港区元赤坂 1-2-7 AKASAKA K-TOWER 10階
株式会社住宅新報 大阪支社	大阪市中央区難波 4-1-15 近鉄難波ビル
関西不動産情報センター	大阪市北区芝田 2-1-18 西阪急ビル7階
株式会社AYUMU	大阪市北区天神橋 2丁目北 1-7-301
(一財)大阪府宅地建物取引士センター	大阪市中央区船越町 2-2-1 大阪府宅建会館3階
関西サービス株式会社	大阪市北区西天満 5-14-10 梅田UNビル11階
メディアエムジー株式会社	大阪市北区堂島 2-2-2 近鉄堂島ビル13階
株式会社MT-D	大阪市中央区南船場 4-2-4 日本生命御堂筋ビル5階
株式会社サウンドコンシダレーション	大阪市中央区平野町 1-8-13 平野町八千代ビル6階
株式会社伸和エージェンシー	大阪市西区阿波座 1-5-16 大和ビル7階
株式会社ラ・プラス	大阪市福島区海老江 7-2-43 あさひビル6階
株式会社日本経済広告社 関西支社	大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館12階
株式会社LIFULL	東京都千代田区麹町 1-4-4
株式会社東急エージェンシー関西支社	大阪市北区梅田 3-3-10 梅田ダイビル11階
株式会社アドマックス	大阪市中央区道修町 2-5-9 イトヨシビル2階
株式会社神戸新聞事業社	神戸市中央区東川崎町 1-5-7 神戸情報文化ビル8階
株式会社JR西日本コミュニケーションズ	大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ8階
株式会社アイアンドエフ	岡山市北区中山下 1-2-3 太陽生命岡山ビル6階
株式会社未来絵	西宮市笠屋町 10-27
株式会社いえらぶGROUP	大阪市福島区福島 5-6-16 阪神杉村ビルディング4階
株式会社読売広告社関西支社	大阪市中央区備後町 4-1-3 御堂筋三井ビルディング8階
株式会社フューチャースケッチ	大阪市西区江戸堀 1-6-10 肥後橋渡辺ビル4階
株式会社共栄企画	大阪市西区阿波座 1-9-9 阿波座パークビル2F
株式会社インターフィールド	大阪市西区立売堀 1-4-10 四ツ橋パークビル6階
株式会社丸善	榎原市高殿町 584-3
株式会社グラート	大阪市淀川区東三国 2-37-3
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
株式会社アド・コミュニケーションズ	大阪市中央区今橋 2-4-10 EDGE淀屋橋ビル6階
株式会社TUG	大阪市中央区北久宝寺町 1-9-6 ネオフィス堺筋本町ビル
株式会社サクシード	大阪市中央区今橋 4-3-6 淀屋橋NEOビル1階

令和4年5月20日現在



再生紙を使用しています。



印刷所 株式会社商報